

Q & A

■ 共通

- Q1. 株主コミュニティは、どの証券会社で取り扱っていますか。
- A1. 株主コミュニティは、日本証券業協会から運営会員として指定を受けている証券会社で取り扱われています。現在指定されている証券会社は、以下でご確認いただけます。
<http://market.jsda.or.jp/shijyo/kabucommunity/uneikaiin/>
- Q2. 株主コミュニティの取扱いや取引の方法は、証券会社ごとに異なりますか。
- A2. 運営会員である各証券会社は、自社の株主コミュニティの取扱いや取引にあたって行っていただく手順などを取りまとめた「取扱要領」を公表しています。「取扱要領」は、各証券会社のウェブサイトからご確認くださいことができます。

■ 事業会社向け

- Q3. 地元に株主コミュニティを取り扱っている証券会社がありません。地元の証券会社に取り扱ってもらうことは可能ですか。
- A3. まずは地元の証券会社に、新たに株主コミュニティの運営会員となってもらえるかどうかをご相談ください。証券会社は、株主コミュニティを取り扱うためには、社内体制の整備や日本証券業協会への届出などを行う必要があります。日本証券業協会は、この届出を受け、問題がなければ運営会員として指定します。
- Q4. 株主コミュニティ銘柄になった場合、上場会社のような適時開示が必要になりますか。
- A4. 適時開示は必要ありませんが、株主コミュニティに参加している投資家に対して、証券会社を通じて、決算情報などの情報提供を行っていただく必要があります。

■ 投資家向け

- Q5. 株主コミュニティで取り扱われている事業会社を見つけるには、どうしたらよいですか。
- A5. 日本証券業協会では、運営会員である各証券会社が株主コミュニティで取り扱っている事業会社や取引の状況などを公表しています。これらは、以下でご確認いただけます。
<http://www.jsda.or.jp/shiryoshitsu/toukei/kabucommunity/>
- Q6. 株主コミュニティには誰でも参加・取引することができますか。
- A6. 運営会員である各証券会社は、お客様が株主コミュニティに参加・取引するための手順を定めています。また、あらかじめ、お客様の投資経験や資産の状況などをお聞きし、お客様が非上場株式である株主コミュニティ銘柄の取引のリスクを受容できるかどうかの確認をしています。詳しくは、運営会員である各証券会社のウェブサイトに掲載の「取扱要領」をご確認いただくか、直接証券会社にお問い合わせください。

■ 株主コミュニティ制度についてより詳しく知りたい場合は…

日本証券業協会の株主コミュニティに関するウェブページをご確認ください。
<http://market.jsda.or.jp/shijyo/kabucommunity/>

【お問い合わせ先】日本証券業協会 エクイティ市場部 ☎ 03 (6665) 6770

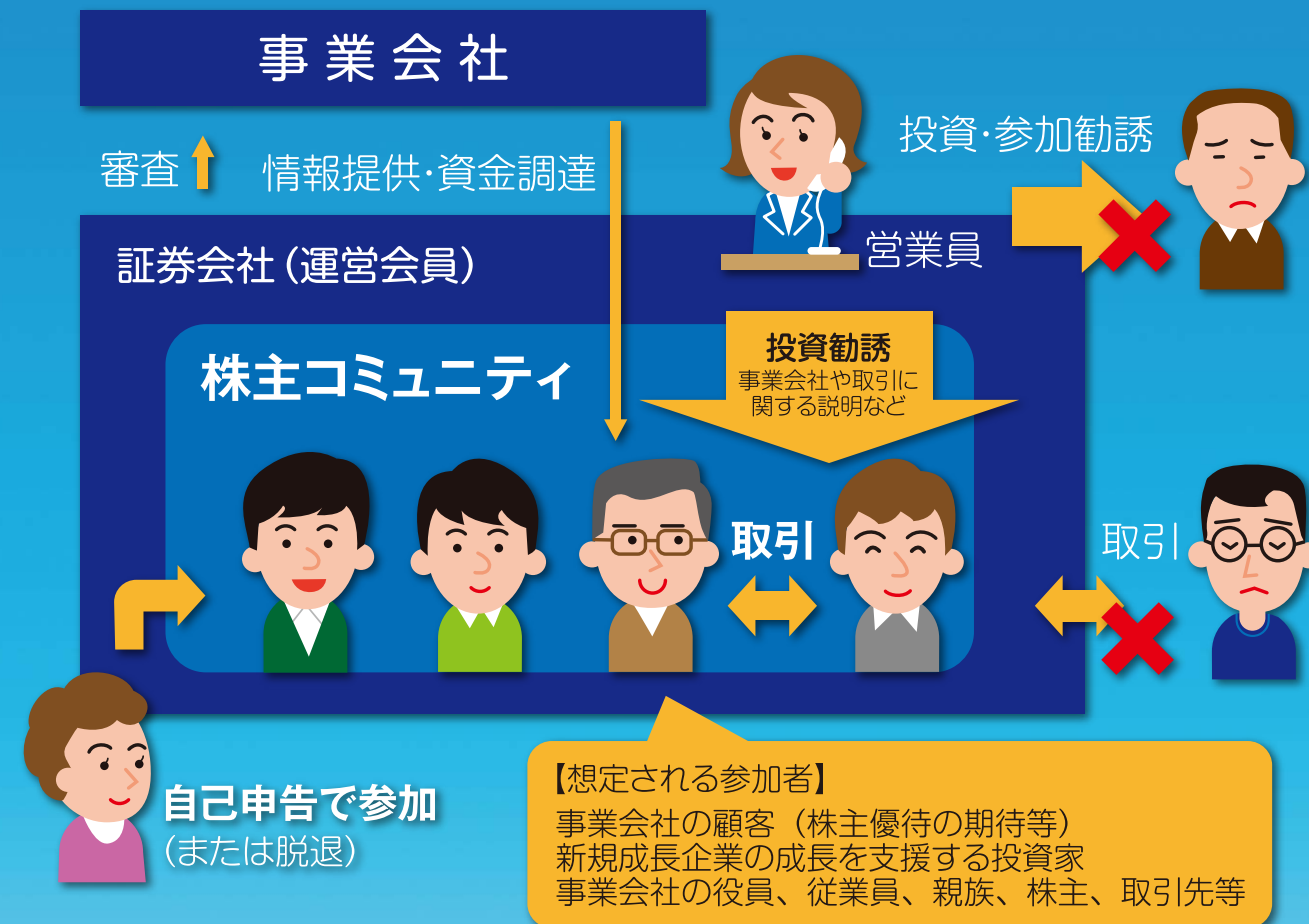


【ご注意】 この文書は、株主コミュニティ制度の主な特徴やメリットなどについて記載したものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書の著作権は日本証券業協会に帰属しており、この文書の頒布・複製については、株主コミュニティ制度の周知を図る目的に限って可能です。

株主コミュニティ制度

— 非上場株式の流通取引・資金調達制度 —

株主コミュニティは、地域に根差した企業等の資金調達を支援する観点から、非上場株式の取引・換金ニーズに応えることを目的として、平成27年5月に創設された非上場株式の流通取引・資金調達の制度です。



【事業会社は…】

- 株主コミュニティを利用して、自社株式を取引する場を設けたり、資金調達することができます。
- 株主コミュニティを利用するためには、証券会社による事前の審査を受け、投資家に対して決算情報などを提供する必要があります。

※株主コミュニティを運営する証券会社は、所定の手続きを経て、日本証券業協会から運営会員として指定を受ける必要があります。

【投資家は…】

- 上場していない株式の取引をすることができます（証券会社が組成する、その株式の「株主コミュニティ」への参加が必要です）。
- 株主コミュニティには自己申告で参加したり、脱退することができます。
- 株主コミュニティに参加すると、事業会社の決算情報などが提供されます。また、証券会社による投資勧誘が可能となるため、事業会社や取引について、証券会社からの説明を受けることができます。

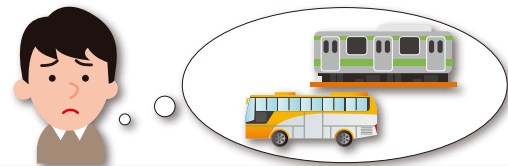
※株主コミュニティ銘柄の取引は、株主コミュニティの中に限られます。

※証券会社は株主コミュニティに参加していない投資家に対して、株主コミュニティに関する投資・参加の勧誘はできません。

株主コミュニティの利用場面

◆ 株主コミュニティは、たとえば、以下のような場面で利用されています。

地元企業（鉄道・バス会社など）の株主優待がほしい



地元の交通機関の株主優待がほしいが、非上場のため手に入れない



株主コミュニティ銘柄であれば、地元の非上場会社の株主優待も取得可能に

相続した非上場株式を売却したい



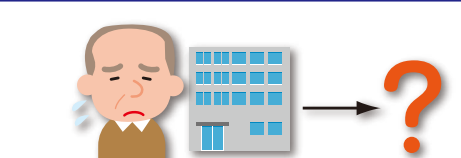
相続した非上場株式を売却したいが、売り手が見つからない



株主コミュニティ銘柄であれば、株主コミュニティ内の投資家へ売却可能に

◆ この他にも、以下のような場面で利用することができます。

非上場会社において事業承継を行いたい

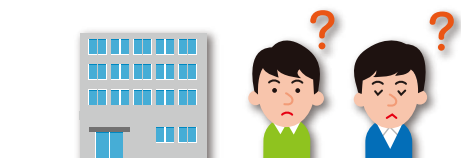


事業承継を行いたい、相手先を見つけれない

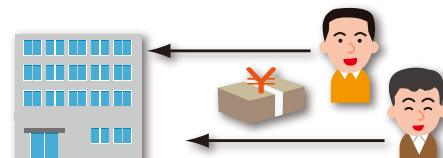


株主コミュニティを利用すれば、証券会社を通じて事業承継を行うことが可能に

非上場会社として資金調達を行いたい



資金調達を行いたい、投資家は会社のことをよく知っている人がいい



株主コミュニティ銘柄であれば、株主コミュニティ内の資金調達が可能に

株式投資型クラウドファンディングで発行された株式を取引したい



非上場株式を取得したが、取引できる場がないと不安である



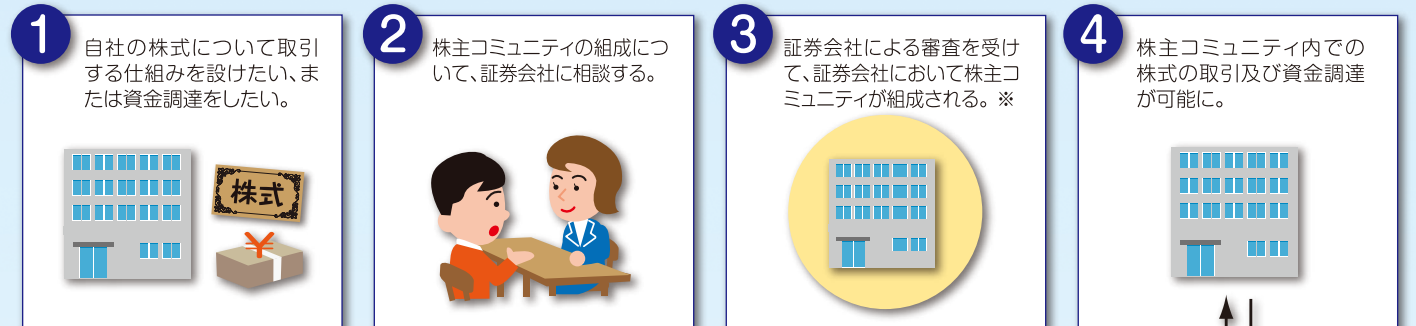
株主コミュニティが組成されれば、取引の場を確保することが可能に

株主コミュニティの利用方法

株主コミュニティを利用する場合の流れについて、一例をご紹介します。

以下はあくまでも一例であり、詳細は運営会員である各証券会社のウェブサイトをご覧ください。各証券会社にお問い合わせください。

■ 事業会社の場合：株主コミュニティの組成



■ 投資家の場合：株主コミュニティへの参加



※ひとつの事業会社について、複数の証券会社が株主コミュニティを組成することも可能です。

主な留意点・リスク

■ 事業会社の場合

- ・ 株主コミュニティの組成や資金調達を行う際には、証券会社による事前の審査が必要となります。
- ・ 株主コミュニティ銘柄となった場合は、投資家に対し、決算情報などの情報提供が求められます。

■ 投資家の場合

- ・ 事業会社の多くは、上場会社と違って有価証券報告書を公表していません。
- ・ 事業会社の多くは、上場会社のような公認会計士又は監査法人による会計監査を受けていません。
- ・ 株主コミュニティ銘柄は、取引所ではなく、証券会社の店頭においてのみ取引が行われます。
- ・ 株主コミュニティ銘柄は、売買したいときにすぐに取引が成立するとは限りませんので、好きなときに売却したり購入することができる訳ではありません。
- ・ 株主コミュニティ銘柄は、参考となる取引価格もないことが多く、価格も大きく変動することがあります。
- ・ 例えば、投資した事業会社が倒産すること等により投資した金額がゼロになることがあります。
- ・ 株主コミュニティが解散される場合があります。その場合は取引できる機会が著しく失われます。
- ・ 実際の取引にあたっては、株主コミュニティの取引の概要・手数料・リスク等が書かれた書面（契約締結前交付書面）が証券会社から交付されますので、その内容をご確認ください。